

川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等  
改正案についての意見募集結果

意見募集期間	令和2年8月18日から9月17日
意見提出者	7人（団体を含む）
意見内容	以下の通り

No.	【意見の趣旨】	【市の考え方】
1	特例対象者が保育現場に入ると保育士の有資格者の負担が増える。事故等が起きた場合、特例対象者は保育士と同様の責任を負うのか。	本特例を適用する施設に対して、保育士の業務負担軽減策等を記載した実施届出書の提出を求める予定です。 事故等が起きた場合の責任については、保育士だけでなく、特例対象者、施設の設置者、施設の認可権者である市が個別の状況やそれぞれの立場に応じて負うべきものであると考えます。
2	経営面を重視して特例対象者を積極的に活用すると、かえって保育現場の負担が増えることが懸念される。	現場の負担増とならないよう、保育士の業務負担軽減策等を記載した実施届出書の提出を求めるほか、可能な限り、保育士1名の枠に対して1名を超えた特例対象者を配置するよう求めます。
3	保育の質の確保が難しいように思える。	国の通知では、子育て支援員研修修了者のほか、「保育施設で保育業務に従事した期間が十分にある者」についても特例対象者の例として挙げていますが、本市では「保育施設で保育業務に従事した期間が十分にある者」や特例2により配置される「小学校教諭等」に対して勤務開始後一定期間内に子育て支援員研修の受講義務を課すほか、特例対象者を指導監督する責任者の選任を施設の設置者に求める予定です。
4	施設の監査体制の確立をして欲しい。	本市では、保育所等の認可権限と監査権限を有することから、施設の認可・運営部門と監査部門とが定期的に情報交換を行い、施設の指導監査に当たっています。
5	「当分の間」とはどれくらいの期間であるか。	本特例は保育ニーズが高まっている間の暫定的な措置とすることを予定しています。

6	<p>「朝夕の児童が少数となる時間帯」とは具体的に何名までのことか。土曜保育の利用人数が少ない場合には特例1の対象となるのか。</p>	<p>保育士が1名で保育できる人数の範囲内であれば特例1を適用することができます。これは土曜保育においても同様です。</p>
7	<p>川口市の現行の職員配置を維持してもらいたい。</p>	<p>本条例改正は、保育士の配置数自体を変更するものではなく、施設にはこれまで通りの人数の職員がいることとなります。また、国通知に従い、保育士以外の職員を保育士とみなす場合には、可能な限り、保育士1名の枠に対して1名を超えた特例対象者を配置するよう求めます。</p>
8	<p>保育士の処遇改善、労働環境の改善、離職防止に積極的に取り組んでももらいたい。</p>	<p>現在、国の補助制度を活用して保育士の宿舍借り上げ支援事業や保育体制強化事業を実施しているほか、市単独事業として、保育士に対する賃金補助を行っています。</p>
9	<p>1人でも多くの保育士の確保に努めてもらいたい。</p>	<p>現在、国の補助制度を活用して保育士の宿舍借り上げ支援事業や保育体制強化事業を実施しているほか、市単独事業として、保育士に対する賃金補助を行っています。</p>
10	<p>保育現場の負担軽減や休暇の取得等の現状を踏まえると、今回の改正には基本的に賛同する。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
11	<p>保育事故の発生リスクを最小限に抑えるため、事故事例の詳細等のさらなる情報や職務の分掌を含めた配置に当たっての留意事項等についての情報が欲しい。</p>	<p>保育事故の発生時間帯や発生時等の状況については、内閣府子ども・子育て本部ホームページの「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」に掲載されています。配置に当たっての留意事項等については、今後、必要に応じてお示ししたいと考えています。</p>

12	<p>市として保育園の研修制度などを充実させてもらいたい。子どもたちの自主性、創造性が育まれるような保育をできてこそ保育の質の向上である。</p>	<p>毎年、市内の保育所等の職員を対象に、保育に関する様々なテーマで外部講師による研修を実施しています。また、市の保育士が各保育所等に巡回指導しており、これらを通じて保育の質の向上に努めています。</p>
13	<p>特例2について、小学校教諭が保育所に出向き、子どもを見る時間があるのか。</p>	<p>小学校教諭等の有資格者を特例配置できるとの規定であり、現職の小学校教諭が保育所等で保育を行うことを想定したものではありません。</p>